

## 「平成 28 年度 部落解放・人権尊重標語」を募集します

町では、人権意識高揚を目指して、町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るためにできることなどを標語にしてみませんか？

★募集締切：6月17日（金）

★作品提出先：下榎集会所・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。

入選作品は、広報ひの7月号・平成29年度ごみ収集カレンダーに掲載するとともに、短冊にして町内の施設・各事業所に掲示するなど啓発に活用します。

なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。皆様のご応募お待ちしております。

### 【研修会参加報告】

4月12日、南部町の富有まんてんホールで、鳥取県西部地区隣保館集会所等職員連絡協議会の通常総会と職員研修会が開催されました。

総会後の研修会では、『今こそ、感性を研ぎ澄ます～「美」の見方・考え方～』と題し、西部教育局社会教育担当係長の船越路央さんの講演が行われました。

船越さんは、万葉集や古文を引用し、そこに込められたメッセージを学ぶことにより、いろいろな角度からの物の見え方や考え方で生き方が変わってくることや、日本独特の言い回しで表現された百人一首の中の「矛盾の美学」を題材に、事実ではない「本質」を見抜く目を持つことの重要性を説かれて講演を閉じられました。

## ・・・・・・・・・・6月の行事予定・・・・・・・・・・

### ◆料理教室

日時：6月2日（木）10:00～13:00 / 場所：下榎集会所 / 講師：食生活改善推進協議会員

### ◆健康教室

日時：6月8日（水）10:00～11:30 / 場所：老人憩の家 / 講師：高橋伸也さん

### ◆生け花（草月流）

日時：6月18日（土）13:30～16:00 / 場所：下榎集会所 / 講師：生田清子さん

### ◆クレイフラワー（3回シリーズ）

日時：（日程調整中）お楽しみに☆ / 場所：下榎集会所 / 講師：妹尾仁津美さん

### ◆よってみよ<sup>や</sup>い家

今回は、「出前公民館 ～みんなであうたおう～」を開催します。懐かしい昭和歌謡を歌うほか、歌に合わせて軽い体操も行います。お誘い合わせてご参加ください！

日時：6月22日（水）10:00～11:30 / 場所：老人憩の家

※どなたでも参加できます。お問い合わせは下榎隣保館まで



# 日野郡鳥獣被害対策協議会 からのお知らせ

# サル・シカの日撃情報をお知らせください！

今年度に入り、サル・シカの日撃が増加しています。サル・シカの増加は農林業に被害をもたらしますので、現在、日撃情報を収集しています。

サル・シカを目撃した人は、目撃した日時・場所・頭数・シカの場合は性別（オスには角があります。下の図を参照）などの詳細を役場産業振興課または日野郡鳥獣被害対策協議会までご連絡ください。



【問合せ先】 役場産業振興課（電話 72-2101） / 日野郡鳥獣被害対策協議会（日野振興センター内） 電話 72-1399

～野生鳥獣の適正な保護管理を進めましょう～

## 平成 28 年度狩猟免許試験・狩猟者養成講習会のお知らせ

イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害が、県内でも大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域の維持を図っていくためにも、狩猟免許を取得して有害鳥獣を捕獲し、安心できる生活や生産活動ができる環境をつくりましょう。

### ▶平成 28 年度狩猟免許試験

試験日 7月3日（日）午前9時30分  
 会場 鳥取県西部総合事務所講堂ほか  
 申込み 6月22日（水）までに、下記まで申込みください。

### ▶狩猟者養成講習会

日時 5月29日（日）  
 会場 米子市福祉保健総合センターふれあいの里  
 申込み 5月25日（水）までに、下記まで申込みください。

申込みおよび問合せ先 鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課（電話 0859-31-9320）

## 住宅用地の特例、家屋・土地の異動に関する届け出について

◎住宅が建っている土地は、建物がない土地や、店舗・事務所などの建っている土地に比べ税金が安くなっています。

### 【住宅用地の特例】

区 分		土地の使い方と面積		固定資産税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパートの敷地	200㎡以下	価格×1/6×税率
	一般住宅用地		200㎡越	価格×1/3×税率
非住宅用地		空き地や店舗、事務所などの敷地		価格×税率

▶住宅を壊した場合、その住宅分の税金は無くなります。しかし、土地の税金は元に戻る（上がる）こととなりますので、固定資産税が上がることもあります。なお、住宅用地の特例には申告が必要になります。

◎家屋（車庫や物置なども含む）を取り壊したり、新築・増築をした場合、町への届け出が必要です。

また、土地の利用状況などに変更（例：畑の一部を駐車場に利用など）がある場合も同様に届け出が必要ですので、該当する場合は必ず下記担当までご連絡ください。

届け出がなされると、誤った固定資産税が賦課される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

◎5月は固定資産税第1期分の納期月です。早めに納付しましょう。

問合せ先・連絡先はこちら ▶ 役場住民課 固定資産税担当（電話 72 - 0333）